

## 「地域医療情報発信事業」に係る情報発信業務企画提案審査要領

この要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「地域医療情報発信事業」に係る情報発信業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものである。

### 1 審査機関

- (1) 本業務にかかる企画コンペの審査は、「地域医療情報発信事業」に係る情報発信業務企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記3で定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

### 2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画提案書等により行う。なお、審査は書面審査とし、コンペ参加者によるプレゼンテーションは行わない。
- (2) 審査委員会は企画提案書等により、下記3で定める審査基準に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとの評点を合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。
- (3) 総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等による審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

### 3 審査基準

#### (1) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は下表のとおりとし、審査員1名当たり40点満点として審査を行う。

審査項目	着眼点	配点 (倍数)
情報発信企画内容	ア 本事業のターゲットに的確に発信できる内容となっているか イ 評価すべきオリジナルな視点があるか	20点 (4倍)
業務遂行能力及び類似業務の実績	ア 確実に業務を遂行できる体制が整っているか イ 類似業務の企画実績は、本事業を委託するのに十分なものであるか	10点 (2倍)
費用積算内訳書（経費）	ア 費用は予算の範囲内で適切に積算されているか	10点 (2倍)

## (2) 得点の計算方法

上記の各審査項目について、下表の区分のとおり5点満点で評価し、その点数に本業務における重要度に応じて設定する倍数を乗じることにより、当該審査項目における得点を計算する。

評点	評価
5点	非常に優れた提案である
4点	優れた提案である
3点	妥当である
2点	やや不十分である
1点	不十分である

## 4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。